

学校関係者評価の実施に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、千葉県立野田看護専門学校（以下、「学校」という）自己点検評価規程第7条に基づき、学校関係者評価の実施に関する事項を定める。

(学校関係者評価会議の開催)

第2条 学校の自己点検評価を実施したのち、学校関係者評価会議を開催する。会議は、校長が主催する。

2 学校関係者評価会議では、実施した自己点検・評価の結果を示し、本校の取り組み事項、自己点検・自己評価内容等について意見をいただくものとする。

(出席者の選任)

第3条 学校関係者評価会議の出席は、近隣教育機関の代表者、近隣保健医療施設の代表者、実習施設の代表者、非常勤講師の代表者、看護職能団体の代表者、卒業生等とし、校長が選任し依頼する。

(実施結果の公表)

第4条 学外への公表は、公表の内容、方法について自己点検評価委員会で協議し、出席者の了承を得て行うものとする。

2 公表はホームページ等で行う。

(附 則)

この要綱は、令和4年2月8日から施行する。